

書面省略特約(生命保険セット用)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約において、保険契約者がこの特約を付帯する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。

第2条(電子通信手段による告知または同意)

被保険者は、次の①または②のいずれかの告知または同意を行う場合、カメラ機能および電子メール機能がある携帯電話、スマートフォン等の移動体通信端末機器、タブレット型端末等の携帯式電子事務機器またはパソコン等の情報処理機器等の手段により、TV電話、カメラ撮影によるソフトウェア等を使った方法により本人確認を行い、電磁的方法により行うものとします。

- ① 告知事項への告知
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約におけるその被保険者の同意

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。